

原油・原材料価格高騰対策の概要

1 農林漁業対策

- 1 厳しい経営環境にある漁業者・畜産農家に対する緊急支援
 - 新 漁業者向け緊急経営支援資金の創設
 - 新 漁業者直販さかな市の実施
 - 新 畜産における県産飼料化の推進
- 2 省エネルギー型生産体制の整備への支援
 - ・国の「燃油高騰水産業緊急対策」の活用促進
 - ・省エネルギー型生産体制の整備に向けた支援
- 3 地場産食材の販路拡大
 - ・県産水産物の販路拡大
 - ・地場産食材の学校給食への活用促進
- 4 相談指導体制の強化
 - ・農林水産業関係事業者に対する情報収集、相談の充実

の事業は専決処分に対応

2 中小企業対策

- 1 厳しい経営環境にある中小企業者への円滑な資金供給
 - ・ 拡 経営安定資金の融資期間の延長
 - ・ 拡 資金繰り円滑化支援資金の要件緩和
- 2 省エネ・コストダウンの推進による経営体制の強化
 - 新 省エネ・コストダウン緊急対策の実施
 - ・ 拡 産業活性化支援資金（省エネ・温暖化対策支援分）の要件緩和
- 3 業種別対策
 - 〔建設業〕
 - ・ 公共工事の前倒し発注、設計単価の適正化、下請対策の充実など
 - 〔運輸業〕
 - ・ トラック輸送における適正取引の促進
 - 〔生活衛生関係〕
 - ・ 公衆浴場入浴料金の改定の検討など
- 4 相談指導体制の強化
 - ・ 下請取引の適正化など相談指導の充実

3 県民生活対策

- 1 公共交通機関の利用促進
 - ・ 公共交通機関への転換を促すための広報の強化
 - ・ カー・セーブ運動の一層の推進
 - ・ パークアンドライドの推進
- 2 物価に関する消費生活相談等の充実
 - ・ 物価に関する消費生活相談体制および価格調査の充実
 - ・ 新 消費者行政連絡会議の設置
- 3 その他
 - ・ 生活福祉資金貸付制度等の周知

1 農林漁業対策の概要

1 厳しい経営環境にある漁業者・畜産農家に対する緊急支援

【漁業者対策】

漁業者向け緊急経営支援資金の創設

- ・県の無利子融資制度を創設し、主に燃油高騰の影響の大きい20トン未満の船舶を使用するイカ釣、底曳網などの小規模な漁業者に対して、国の制度と併せて運転資金の貸付を実施
 [貸付金利] 無利子化(県・市町の利子補給) [融資枠] 5億円 [融資期間] 5年以内(1年据置き)
 [融資対象] 国の無利子融資を受ける漁業者 [融資限度額] 500万円(500万円から国の融資額を控除した額)

漁業者直販さかな市の実施

- ・漁業者の所得向上につながるよう、県民に魚を直接販売
 9、10月 県庁前他で実施(これを契機に、月1回以上定期的に実施)

【畜産農家対策】

畜産における県産飼料化の推進

- ・畜産農家の輸入飼料から県産飼料への転換を緊急支援
 稲わらの収集・供給(乳牛、肉牛) 飼料化に必要な粉砕機等の整備に対し助成
 規格外麦の飼料化(肉牛)
 食品残さの飼料化(養豚、養鶏)

2 省エネルギー型生産体制の整備への支援

【漁業者対策】

国の「燃油高騰水産業緊急対策」の活用促進

- ・7月29日に政府が発表した「燃油高騰水産業緊急対策」を活用した対策を推進

省燃油実証事業	実証事業を行う漁業グループの燃油費増加分の9割を補助
省エネ機器等導入の支援	無利子資金の要件緩和(1回限りの上限を撤廃)
省エネ操業の支援	省エネ推進計画を実行する漁業者に運転資金を無利子貸付

【農林業者対策】

省エネルギー型生産体制の整備に向けた支援

- ・燃油価格高騰に対応しうる経営体質強化を図るため、省エネ型のハウス等の設備整備などへの支援拡充を今後の補正予算で対応

3 地場産食材の販路拡大

- ・県産水産物(カニなど)の大都市圏での販路開拓を推進
- ・学校給食において、地場の農産物・魚などの食材の活用を促進

4 相談指導体制の強化

- ・県農林総合事務所が市町、県漁連などの関係機関と連携して、制度の周知や相談に対応

2 中小企業対策の概要

1 厳しい経営環境にある中小企業者への円滑な資金供給

経営安定資金等の要件緩和

- ・返済負担の軽減を図るため、返済要件または借入要件を緩和し資金繰りを改善
〔経営安定資金〕新たに借り入れる運転資金の融資期間を5年から7年に2年間延長
- 〔資金繰り円滑化支援資金〕借入金の借換え限度額を拡大
経営安定資金等の制度融資の借換えと併せて借換え可能な民間金融機関からの借入金の限度額を、これまでの2倍から4倍に拡大

経営安定資金等の融資枠は当初予算で210億円を確保している。

今後、不足が生じれば必要額を追加補正

〔融資枠〕経営安定資金：150億円、資金繰り円滑化支援資金：60億円

2 省エネ・コストダウンの推進による経営体質の強化

省エネ・コストダウン緊急対策の実施

- ・価格高騰にも耐えうる経営体質への転換を図るため、省エネ等に関する相談会を県内6か所で開催
- ・専門家による省エネ・コストダウン診断の実施

簡易診断の実施	200社	企業負担なし
詳細診断の実施	20社	企業負担1/4（通常は1/2）

20万円程度の費用に対し、企業負担は5万円程度

産業活性化支援資金（省エネ・温暖化対策支援分）の要件緩和

- ・従来の要件である「CO₂が20%以上削減される設備整備計画の承認を受けた者」に「省エネ・コストダウン診断に基づく設備投資を行う者」を追加
〔融資枠〕7.5億円 〔利率〕1.6%（保証付き）、2.0%（保証なし） 〔保証料〕1/2を補給

3 業種別対策

〔建設業〕

- ・公共工事の前倒し発注の促進
〔今年度上半期目標：65%（昨年度62%）〕
- ・地元発注の促進
- ・単品スライド条項の適用など、設計単価の適正化 〔現在2品目で適用中〕
- ・下請対策として、相談ホットラインの開設、最低制限価格の見直しを実施

〔運輸業〕

- ・トラック輸送における燃料サーチャージ制の導入促進 〔燃料サーチャージの運賃設定を国へ届出した運送業者 10社〕

〔生活衛生関係〕

- ・公衆浴場入浴料金の改定の検討
〔7/23に組合から現行の370円を400円に改定する要望あり〕
- ・生活衛生営業指導センターに相談窓口を設置

4 相談指導体制の強化

- ・下請取引の適正化
ふくい産業支援センターに設置した「下請かけこみ寺」の周知
- ・商工会議所等での相談指導
相談窓口での相談、各種支援措置の周知、活用促進

3 県民生活対策の概要

1 公共交通機関の利用促進

公共交通機関への転換を促すための広報の強化

- ・公共交通機関利用の割安感を訴えるキャンペーンの展開
〔例〕 特定の区間の「自家用車利用の場合の費用」と「公共交通機関の運賃」の比較広告 など

カー・セーブ運動の一層の推進

- ・カー・セーブ参加企業の追加募集〔当初 100 社目標に対し、現在 110 社が参加〕
- ・クルマ通勤から公共交通機関利用への転換を促進するため、参加企業の追加募集

県の率先した活動の実施

- ・県職員の通勤時におけるカー・セーブ運動の拡大〔月 2 日 月 3 日〕
- ・県庁舎等への公用自転車の配備
- ・公用車運転時のエコドライブの徹底
- ・県内自動車の平均走行距離データを活用した、クルマに頼らない方策の検討

パークアンドライドの推進

- ・県内のパークアンドライド用駐車場のさらなる整備に向けて、市町、交通事業者との具体的な協議を実施
〔現在 6 6 駅 約 4,680 台分を確保〕

2 物価に関する消費生活相談等の充実

物価に関する消費生活相談体制等の充実

- ・県、市の消費生活センターでの相談へのきめ細かな対応
- ・生活関連物資に関する価格調査回数を増加し、調査結果の公表、便乗値上げ等の監視を実施

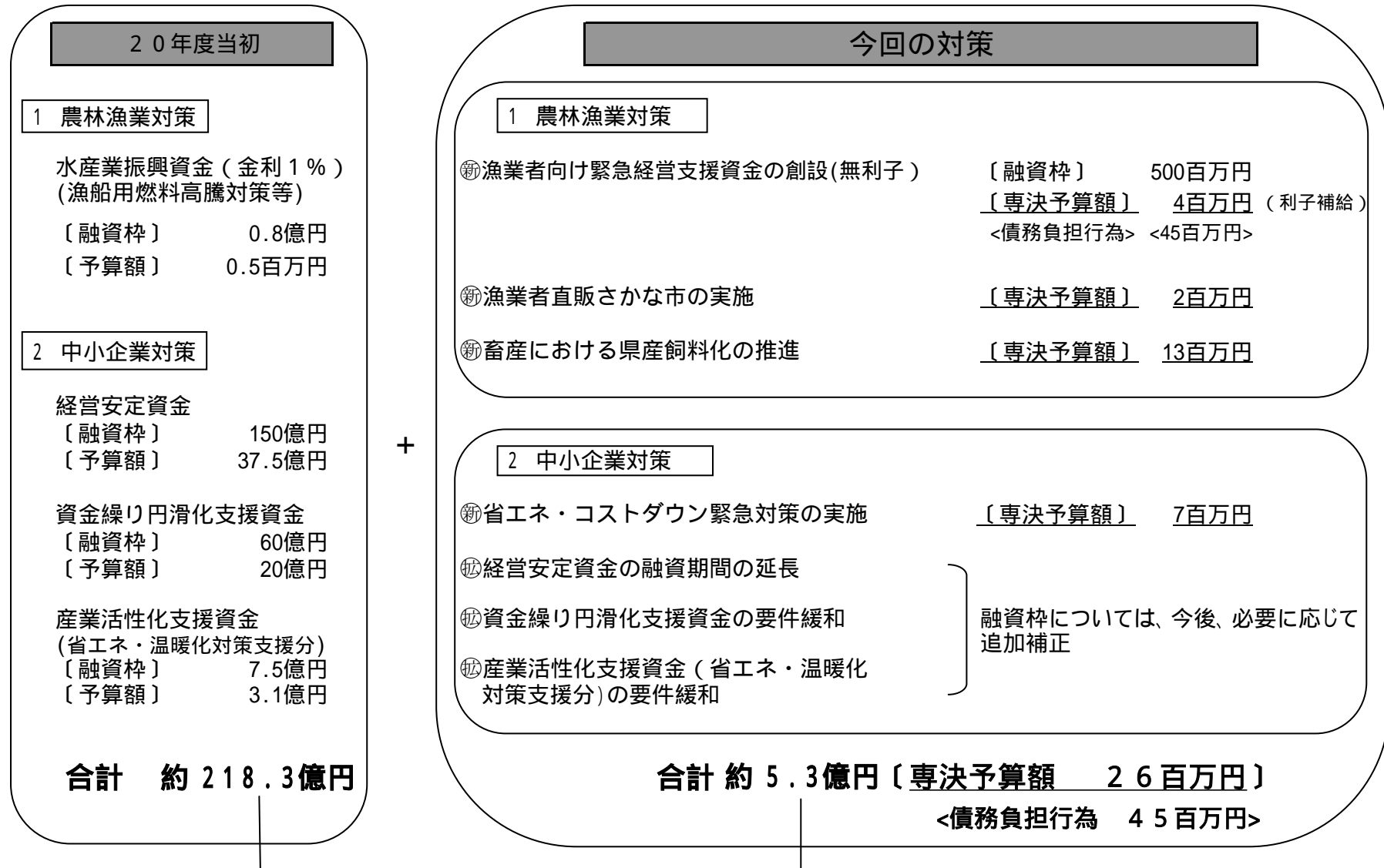
消費者行政連絡会議の設置

- ・生活関連物資の価格高騰などへの即時対応と県民への情報提供を実施するため、庁内関係部局による「消費者行政連絡会議」を設置

3 その他

- ・低所得者世帯などへの生活資金の貸付制度の周知
- ・社会福祉施設の運転資金等に対応する貸付制度の周知

原油・原材料価格高騰対策として、今回約5.3億円を追加し、当初予算を含めた平成20年度における対策は、総額で約224億円の規模となります。



約 224億円